

広島市立大学の新型コロナウィルス感染症に対する活動指針（2022.1.11現在のレベル：2）

レベル	基準	研究活動・研究指導・勤務形態	授業（講義・演習・実習）	学内会議	学生の登校・課外活動
0 (平常)	国内での感染が認められない。		通常通り		
1 (注意喚起)	国内での感染が認められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に最大限の配慮をして研究活動、研究指導（対面指導も可）を行う。 ・感染拡大防止に最大限の配慮をすることで国内出張は可。海外出張は国（外務省）の渡航情報に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に最大限の配慮をし、授業等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に最大限の配慮をし、会議を行う。 ・オンライン会議を推奨。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校の制限なし。 ・マスク着用、手指消毒、3密回避等の感染防止対策を励行。 ・感染拡大防止に最大限の配慮をすることで課外活動は可。コンパ等は禁止。 ・感染拡大防止に最大限の配慮をすることで旅行・帰省は可。
1.5 (活動制限1)	広島市内・広島県内で感染拡大が認められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に最大限の配慮をして研究活動、研究指導（対面指導も可）を行う。 ・教職員・学生ともに、自宅でできる研究・創作活動はできる限り自宅で行う。 ・指定された地域の国内出張は必要性を十分に検討して慎重に判断。その他の地域も含め最大限の感染防止策を講じる。海外出張は国（外務省）の渡航情報に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に最大限の配慮をし、講義室内のソーシャルディスタンス確保が難しい講義（座学）科目（講義室収容定員の5割超の履修者数が見込まれる場合）についてはオンライン授業とし、これ以外の講義（座学）科目は対面式授業とすることを基本とする。 ・学外での活動を実施する際は、最大限の感染防止対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対面会議は必要最小限とし、可能な限りオンライン会議で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校の制限なし。 ・マスク着用、手指消毒、3密回避等の感染防止対策を励行。 ・感染拡大防止に最大限の配慮をすることで課外活動は可（県外活動は事前届出）。コンパ等は禁止。 ・指定された地域の国内外の旅行・帰省は必要性を十分に検討して慎重に判断。その他の地域も含め最大限の感染防止策を講じる。
2 (活動制限2)	緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置が発令され、広島市内・広島県内での感染が急速に拡大している。	<ul style="list-style-type: none"> ・「3密（密閉、密集、密接）」環境を避け、感染防止に十分に留意して活動を継続。 ・授業以外において、学生を登校させての研究活動や対面での学生指導は必要最小限とする。 ・担当教員は大学に出勤せず、指導している学生だけが研究室やアトリエ等で実験や制作等を行う場合は、感染防止に十分に注意するよう、事前に学生を指導する。 ・教員は在宅勤務、職員は在宅勤務、時差出勤、勤務日の変更に取り組む。 ・まん延防止等重点措置・緊急事態宣言の適用地域との往来は、最大限、自粛（通勤・医療機関受診を除く）。その他の地域への国内出張は必要性を十分に検討して慎重に判断。最大限の感染防止策を講じる。海外出張は国（外務省）の渡航情報に従う。 	<p>[まん延防止等重点措置発令の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に最大限の配慮をし、講義室内のソーシャルディスタンス確保が難しい講義（座学）科目（講義室収容定員の5割超の履修者数が見込まれる場合）についてはオンライン授業とし、これ以外の講義（座学）科目は対面式授業とすることを基本とする。広島県からオンライン授業実施の要請がある場合はこの限りではない。 ・学外での活動を実施する際は、最大限の感染防止対策を講じる。 <p>[緊急事態宣言発令の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常講義は原則としてオンライン講義。 ・実習、演習、実技等の講義科目についても、可能な限りオンライン授業で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対面会議は必要最小限とし、可能な限りオンライン会議で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校の制限なし。発熱等の症状がある場合や濃厚接触が疑われる場合は登校せず、心と身体の相談センターへ連絡。 ・マスク着用、手指消毒、3密回避等の感染防止対策を励行。同居する家族以外での会食は控える。 ・課外活動は原則として禁止。活動する場合は事前に承認を得た上で最大限の感染防止対策（参加者・活動の記録を含む）を講じる。コンパ等は禁止。 ・まん延防止等重点措置・緊急事態宣言の適用地域との往来は、最大限、自粛（通学・医療機関受診を除く）。その他の地域への国内外の旅行・帰省は必要性を十分に検討して慎重に判断。最大限の感染防止策を講じる。
3 (施設休業)	政府から緊急事態宣言が発令され、広島県から緊急事態措置（大学の休業要請）がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、全ての大学施設は利用禁止。 【注】大学の維持運営及び学生の生活維持等のために利用する施設あり。 ・学内での教員の研究活動、研究指導は原則禁止。 ・教職員は原則、在宅勤務あるいは時差出勤。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン講義（情報倫理に留意し、自宅等では1人で受講）のみ（原則、受講生は学外から受講）。 ・オンライン授業受講等のため本学設備を利用する場合は事前に届出。 ・オンラインで実施できない実習、演習、実技等は休講とする。 ・学生に対する対面指導は禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対面会議は原則禁止。 ・オンライン会議は可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の登校を原則禁止（登校する場合は事前届け出）。 ・課外活動禁止。 ・国内外の旅行・帰省は中止。
4 (感染者発生)	大学構成員が大学構内においてウイルスに感染。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、全ての施設は利用禁止。 【注】大学の維持運営及び学生の生活維持等のために利用する施設あり。 ・保健所の指示に従い、感染防止が確認されるまで、感染防止対策に関わる教職員以外は原則として出勤停止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン講義（情報倫理に留意し、1人で受講）のみ（受講生は学外から受講）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止が確認されるまで、対面会議は禁止。 ・オンライン会議は可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止が確認されるまで、学生の登校と課外活動を禁止。

* レベルごとに許容される活動をさらに詳細に指定、あるいは状況に応じて変更する場合があります。

* この活動指針は今後の状況に応じて見直す場合があります。